

船舶事故調査報告書

平成24年5月10日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 横山 鐵 男（部会長）
 委員 庄 司 邦 昭
 委員 根 本 美 奈

事故種類	乗組員死亡
発生日時	不明（平成23年9月3日（土） 01時00分ごろ～04時00分ごろの間）
発生場所	不明（広島県尾道市海老漁港～海老港西防波堤灯台南方の砂浜の間）
事故調査の経過	平成23年9月5日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者としての船長からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため行わなかった。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	旅客船 ^{はたしやう} 旗正丸、5トン未満 270-625広島、個人所有 10.40m (Lr) × 2.84m × 1.12m、木 ディーゼル機関、77kW、昭和50年2月
乗組員等に関する情報	船長 男性 90歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和49年9月3日 免許証交付日 平成19年8月15日 (平成25年7月29日まで有効)
死傷者等	死亡 1人（船長）
損傷	なし
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、平成23年9月2日22時00分ごろ、暴風波浪警報が発表されている状況下、台風12号の接近に伴う被害を避けるため、いつも係留している棧橋を離れ、同棧橋から北西1.8kmにある海老漁港に向かった。 船長の家族は、自宅で本船の様子を気にしていたところ、翌3日01時00分ごろ、船長から「着いた。ここで避難して風が弱くなったら帰る」との電話を受けた。 家族は、これまで、船長が前日に避難したときなどには翌朝の03時～05時ごろ帰宅していたので、3日04時00分ごろ、船長の携帯電話に連絡をとったが応答はなかった。 本船は、家族が海上保安部に118番通報した直後の3日08時00分ごろ、灯りが点き、無人で機関が運転され、プロペラが回転した状態で海老港西防波堤灯台から172°（真方位、以下同じ。）1.1km 付近の砂浜に乗り揚げているところを発見された。 行方不明となっていた船長は、海上保安部の巡視艇やヘリコプターが搜索していたところ、4日08時15分ごろ、海老港西防波堤灯台から175° 5.7km 付近の船体が発見された場所から南へ約4.5km 離れた福山市

	<p>横島大浜地区の通称ドルフィンビーチにおいて、漂着しているところを発見された。</p> <p>船長の死因は、溺死であった。</p> <p>なお、本船は、その後、地域の造船所で解体された。</p> <p>(付図1 事故に関係する場所の概要、写真1 本船 参照)</p>	
気象・海象	<p>台風12号接近の影響で、広島県の福山・尾道・三原各地方には、次のような警報注意報が発表されていた。</p> <p>高潮注意報 8月30日 03時47分～9月4日 02時46分</p> <p>大雨注意報 9月 1日 14時52分～9月1日 18時07分</p> <p>9月 2日 18時15分～9月3日 03時37分</p> <p>大雨警報 9月 3日 03時37分～9月3日 21時06分</p> <p>強風と波浪注意報 9月1日 16時18分～9月2日 18時15分</p> <p>暴風と波浪警報 9月2日 18時15分～9月3日 21時06分</p> <p>この間、福山地方には9月2日の夜明けから、断続的に北～北東の強い風が吹き始め、最大瞬間風速の変化は、次のような状況であった。</p> <p>9月2日 08時00分～11時50分 7.5～12.6m/s</p> <p>12時00分～17時50分 9.1～14.4m/s</p> <p>18時00分～23時50分 8.5～15.9m/s</p> <p>9月3日 00時00分～05時50分 10.3～16.9m/s</p> <p>06時00分～11時50分 8.9～14.1m/s</p> <p>12時00分～17時50分 3.5～11.8m/s</p>	
その他の事項	<p>本船は、船内に救命胴衣30着を備えていた。</p> <p>船長は、ふだん救命胴衣1着を操舵席の足元に置き、必要に応じて着用していたが、本事故後も操舵席の足元に救命胴衣が残っていた。</p> <p>船長の遺体は、救命胴衣を着用していない状態で発見された。</p> <p>船長の携帯電話は、操舵室に残っていた。</p> <p>船長は、健康であり、足腰もしっかりしており、生活に支障のあるような持病もなかった。</p>	
分析	<p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>不明</p> <p>不明</p> <p>不明</p> <p>船長は、溺死したものと考えられる。</p> <p>本船は、台風避難先の海老漁港に01時00分ごろ着いたが、04時00分ごろの家族からの電話に船長が応答せず、その後、機関が運転されてプロペラが回転し、無人で海老港西防波堤灯台南方の砂浜に乗り揚げているところを発見されたことから、01時00分ごろ～04時00分ごろの間において、本船が海老漁港を出港して航行中に船長が落水したものと考えられるが、本船が海老漁港から出港した状況及び船長が落水した状況を明らかにすることはできなかった。</p> <p>船長は、落水して溺水したものと考えられるが、溺水に至った状況を明らかにすることはできなかった。</p>

原因	本事故は、夜間、本船が、台風避難先の海老漁港を出港して航行中、船長が落水したことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none">・ 1人で乗船するときは必ず救命胴衣を着用すること。・ 台風接近や天候の悪化が予想される場合には、できるだけ早期に避難すること。

付図1 事故に関係する場所の概要



A : 出発場所 B : 避難場所 C : 船体発見場所 D : 遺体発見場所

写真1 本船

